**４　弁護士法72条問題**

**（1）隣接士業との業際問題**

**ア　はじめに**

（ア）　弁護士法72条と隣接業種

弁護士法72条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で業として法律事件に関し法律事務を行うことを、原則として禁じている。

ところが、わが国では、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、隣接士業と称される隣接法律専門職が存在し、弁護士業務との間に複雑な問題を生じさせている。

弁護士の数は2016（平成28）年3月31日現在、37,680人であるのに対し、司法書士は22,013人（同年4月1日現在）、弁理士は10,871人（同年3月31日現在）、税理士は75,643人（同年3月31日現在）、行政書士は45,441人（同年3月31日現在）、社会保険労務士は40,110人（同年3月31日現在）、土地家屋調査士は16,940人（同年4月1日現在）に及ぶ。

（イ）　司法制度改革審議会意見書

隣接士業との業際問題の転機となった2001（平成13）年6月の司法制度改革審議会意見書（以下「司改審意見書」という。）は、これらの隣接士業を、それぞれの業法に定められたところに従い限定的な法律事務を行うものとし、弁護士人口の大幅な増加と弁護士改革が現実化する将来においては改めて検討を要するとしながらも、「国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある」として、隣接士業の権限拡大を提言した。

（ウ）　視点

隣接士業との業際問題を考えるに当たって、留意すべきは、隣接士業がいわゆる行政補助職として行政機関が行うべき職務を行政の監督を受けながら行っているのに対して、弁護士は国民の権利利益を守るために、国民の立場に立って自由と独立を保ちながら職務を行うことを責務としている点である。この点が弁護士と隣接士業との決定的な違いである。

この視点に立って、隣接士業の職務権限の拡大について考えなければならない。

**イ　隣接士業の権限拡大**

（ア）　司法書士

司法書士については、2002（平成14）年の司法書士法改正により、一定の能力担保を条件として、いわゆる認定司法書士に、簡裁という限定はあるにせよ紛争の目的の価額が140万円を超えない範囲で民事訴訟代理権の付与が認められた。その後も、2005（平成17）年には、認定司法書士について、対象土地の価額をもとに法務省令に従って計算される額が140万円を超えない範囲での筆界特定手続における代理、仲裁手続代理、自ら関与した簡裁事件についての上訴提起の代理が認められた。

（イ）　税理士

税理士については、2001（平成13）年の税理士法改正により、補佐人として裁判所に出廷し、陳述することが認められた。

日税連は税理士法の改正運動に積極的に取り組んでいる。弁護士との関係で問題となるのは、従前、弁護士が税理士業務を行うに当たって会計学に関する試験、あるいは研修を行うべきと要望してきた点である。研修実施の要望については、2013（平成25）年の時点で一旦撤回されたが、なお今後の動向に注意が必要である。また、通知税理士制度については、納税協議等の場面で、通知を行っていない弁護士の活動を税務署等が認めない例が見られ、またこれを是認する裁判例もあり、問題となっている。

（ウ）　弁理士

弁理士についても、2002（平成14）年の弁理士法改正により、いわゆる付記弁理士について、弁護士との共同受任を前提として、特許権等の侵害訴訟における訴訟代理権が付与された。その後も、2005（平成17）年、2007（平成19）年の同法改正で、業務範囲が拡大されている。

2007（平成19）年改正の附則で5年後見直しを規定していたことから、2012（平成24）年弁理士会からさらなる職務範囲の改正要望が出されたが、2014（平成26）年の弁理士法改正では、業務範囲の拡大は限定的なものに止められている。

（エ）　行政書士

行政書士については、従来、官公署に提出する書類の作成、提出の代理ができるのみであったが、2008（平成20）年の行政書士法改正により、弁護士法72条に反しない範囲で、官公署提出書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の代理が認められた。さらに、2014（平成26）年の行政書士法改正により、行政書士が作成した書類に関する行政庁に対する不服申立手続の代理権が特定行政書士に認められた。さらに現在、聴聞又は弁明の代理に関する「弁護士法72条に反しない範囲で」との制限の撤廃、ADR代理権の付与等の権限拡大を求める活動が行われているが、予断を許さない状況にある。

（オ）　社会保険労務士

社会保険労務士については、2005（平成17）年の社会保険労務士法改正により、一定の能力担保研修と試験を前提として、限定的ではあるものの、個別労働関係紛争についてのあっせんの手続での代理等が認められた。また、2014（平成26）年の同法改正により、労働に関する事項等について、裁判所における弁護士の補佐人としての出廷陳述権が認められ、また、ＡＤＲでの紛争目的物の価額の上限が120万円に引き上げられた。

（カ）　土地家屋調査士

土地家屋調査士についても、2005（平成17）年の土地家屋調査士法の改正により、筆界特定手続における単独代理権等が付与されている。

**ウ　今後の展望**

（ア）　隣接士業の権限をめぐる解釈問題への対応

法曹人口、とりわけ弁護士人口の増大に呼応して、各隣接士業はその権限拡大を急いできた。これに伴い、隣接士業の権限の限界について、様々な解釈問題が生じている。一例は、司法書士の裁判外の和解等の権限に関する140万円問題である。この問題については、従前、債権額説と受益説の争いがあったが、2016（平成28）年6月27日の最高裁判決により債権額説を採ることで決着した。しかし、同様の問題は他にも多数ある。各弁護士会や日弁連は、隣接士業団体や所管官庁への働きかけを強め、また、一つの裁判例が大きな影響力を持つ可能性があるため、個々の裁判の支援等の活動を行い、隣接士業の権限の範囲が適切に確定されるよう努める必要がある。

（イ）過渡的措置の廃止

隣接士業の権限拡大の動きは現在もなお続いている。しかしながら、司改審意見書が、隣接士業の権限拡大を「当面の法的需要を充足させるための措置」と捉えていることからすると、隣接士業の訴訟代理、訴訟関与については、過渡的措置と捉えるべきであり、これ以上の権限拡大は不要である。かえって、市民の法的需要を満たすだけの弁護士増員が実現に近づいている現在にあっては、早急にその廃止が検討されるべきである。

（ウ）　厳格な能力担保措置の必要性

また、過渡的措置が廃止されるまでの間にあっても、市民の権利利益の保護のためには、各隣接士業者に対する「信頼性の高い能力担保措置」は必要不可欠であり、規制緩和の名のもとに、安易な「能力担保措置」の簡易化を認めるべきではない。

（エ）　協働体制の確立

依頼者の利便性を考えて、弁護士が隣接士業と協働して職務の提供ができる「ワンストップサービス」の必要性が説かれることがある。たしかに、依頼者が、法律事務所に来れば、法律事務のほかに、税務、登記、特許などさまざまなサービスを同時に受けることができるとすると、依頼者の満足度は増すことになろう。依頼者のニーズに応えられるよう、弁護士の側もそのようなサービスの提供ができるように努力すべきである。ただ、弁護士と隣接士業が協働して事務所を経営することには、弁護士法27条（非弁護士との提携の禁止）、弁護士職務基本規程12条（報酬分配の制限）などの問題もある。士業間での連携が可能となるようなネットワークの形成など可能な範囲での対応を考えるべきであろう。

いずれにしても、依頼者の権利利益の保護が十分でなければならず、隣接士業との協働により弁護士の職務の独立性が損なわれ、依頼者の権利が害されるようなことがあってはならない。

（オ）　最近の問題

最近では、弁護士人口の増加、新人弁護士の就職難、さらには隣接士業側の業域拡大の動きなどを背景として、隣接士業による弁護士雇用という新たな問題も生じている。しかしながら、隣接士業による弁護士雇用は、弁護士法27条（非弁護士との提携の禁止）、弁護士職務基本規程12条（報酬分配の制限）との関係で問題があるばかりでなく、弁護士の雇用を通して、隣接士業が実質的に弁護士業務を営む事態にもつながりかねない危険性がある。弁護士の雇用を通して弁護士法72条の潜脱という事態が生じないよう注意し、弁護士の職務の自由と独立を維持しなければならない。

また、近年、隣接士業等が形成するグループに属するかの如き外観（事務所名称やホームページ上の記載）を有する法律事務所や弁護士法人も出現している。弁護士法や弁護士職務基本規程に違反する実態がないか、早急に調査の上、明らかにする必要がある。

（カ）　将来の方向性

隣接士業が扱う業務は、限定的かつ定型的ではあるものの、一種の法律事務であり、裁判における紛争解決とも密接に結びつくものであるから、諸外国がそうであるように、法律専門家たる弁護士自身が行うことも十分に考え得る。たとえば、税務問題は国民の納税義務と公権力との衝突が定型的に考えられるのであるから、本来であれば、国民の立場に立った弁護士が職務を行うべき職務領域である。弁護士人口が増加したことにより、弁護士はさまざまな分野に踏み込んでいくべきであり、弁護士が積極的にこれらの業務を取り扱うために、各弁護士会や日弁連において、これを積極的に支援するための措置を検討する必要があろう。